

⑤固定資産税納税通知書を発送します

平成30年度固定資産税の納税通知書を4月11日頃に発送します。
 納税通知書の税額などをご確認いただき、納期限までに納めてください。また、当通知書に同封されている課税資産の明細書に資産の詳細が記載されていますので、課税内容をご確認ください。
 平成30年度は、評価替えの年です。土地・家屋の評価額は、3年ごとに見直しを行っています。これに伴い、税額も変わる可能性があります。

土地の評価額については、総務省の定める固定資産評価基準に基づき、次の2種類のうちいずれかの方法により算定することとされています。いずれかの方法において評価額が上昇した場合、税額が急激に増えることのないよう、なだらかに税額を上昇させる措置を取っています。

市街地宅地評価法

土地の利用状況が似ている地区ごとに一つ、面積や形状が標準的な標準宅地を選定し、地価公示価格や不動産鑑定価格をもとに、その1平方メートルあたりの単価を算出します。その単価の7割を目途に標準宅地が接している道路（主要路線）の価格を決定します。
 主要路線の価格が決まったら、その周辺の道路の価格を幅員や公共施設との距離等を基準に決めていきます。路線価格が決定したら、その道路に接している土地の評価額を、土地の形状や使い方に応じて決めていきます。

その他の宅地評価方法

おおむね状況が類似していると認められる地域ごとに状況類似地区を設定し、その中から選定した標準的な宅地の鑑定結果をもとに評価額を算定します。

家屋の評価替え

既存家屋の評価は、評価時点において同一の家屋を新築する場合に必要なとされる建築価格に経過年数に応じた減価率と、建築資材の物価の変動割合を反映して評価額を計算します。
 なお、評価計算を行って求めた評価額が前年の評価額よりも高くなった場合は、前年の評価額に据え置かれます。
 新增築家屋の評価は、市の職員が現地に伺い、家屋に使用されている資材・設備等を調査します。調査した内容は、国が示す固定資産評価基準に基づいて評価計算を行います。
 また、この基準は3年に1度の評価替えの年度に改正されるため、同じ家屋を建てたととしても、建築年によって評価額が異なる場合があります。

問 税務課（内線 110）

⑥土地・家屋価格等帳簿および名寄帳を見ることができます

縦覧とは、自己資産の評価が適正かどうかを判断するために、市内の全ての土地・家屋の価格をご覧いただくことができる制度で、4月2日から第1期の納期限までを縦覧することができます。

期間 4月2日（月）～5月1日（火）（土・日曜日、祝日を除く）

時間 午前8時30分～午後5時15分 ※本所のみ、水曜日は午後7時30分まで。

場所 税務課、各支所地域課

対象 市内に土地および家屋を所有する方、納税管理人、相続人（所有者が死亡している場合）等

持ち物 本人確認できるもの（運転免許証、マイナンバーカード等）の他、次のものをお持ちください。
 所有者、納税管理人：納税通知書、課税資産の明細書
 所有者等の代理人：委任状（委任者の押印があるもの）
 法人の社員：法人の印が押された委任状
 所有者の相続人：相続関係が確認できる書類

※手数料は無料です。

※縦覧帳簿のコピーはできません。

※縦覧期間中は、名寄帳の閲覧および交付は無料です。

問 税務課（内線 110）

窓口受付時間を延長しています 延長時間 午後5時15分～7時30分（祝日・年末年始を除く）

【笠間市役所】毎週水曜日 / 市民課・保険年金課・税務課

【笠間支所】毎週木曜日 / 市民窓口課 【岩間支所】毎週火曜日 / 市民窓口課

募集**㉔寺子屋事業「学習アドバイザー」を募集します**

笠間市教育委員会では、学力の向上をめざし、小学校5、6年生を対象に寺子屋を開校するに伴い、学習アドバイザーを募集します。

職種 学習アドバイザー

職務内容 小学校5、6年生（1クラス20～30名程度）を対象とした学習指導（算数、国語の指導および英語指導の補助）

採用条件 ・教員免許状を保有している方（退職された方、非常勤講師も可）
 ・大学等を卒業し、専門的知識を有している方
 ・大学などで教員免許を取得予定の方

雇用期間 5月12日（土）～平成31年3月中旬

勤務日 毎週土曜日（ローテーションにより、月1回程度休み）

勤務時間 午前8時30分～午後0時30分または午前9時30分～午後0時30分
 ※日によって変わります。

勤務場所 笠間公民館、友部公民館、岩間公民館のいずれか

募集人数 6名程度

報酬 1時間1,750円

その他 勤務日以外に年3回程度、担当者会議が有ります。

申込方法 履歴書、教員免許状のコピーまたは最終学歴を証明するもの（学生は学生証のコピー等在学を証明するもの）を持参の上、窓口で直接または郵送でお申し込みください。
 ※後日、郵送にて面接の日時を通知します。
 ※採用の有無については、結果通知書を郵送します。

申込期限 4月11日（水）

申・問 生涯学習課（内線 385）〒309-1792 笠間市中央3-2-1

㉕男女共同参画審議会委員を募集します

市では男女共同参画審議会を設置し、男女共同参画に関する施策について審議を行っています。男女共同参画推進について、市民の皆さんの幅広いご意見を聴き、共に考え、施策に反映させるため、当審議会委員を募集します。皆さんのご応募をお待ちしています。

協議内容 本市の男女共同参画推進に関する課題や推進状況についての協議。

※審議会出席に係る報酬は、笠間市の規定に基づきお支払いします。

応募資格 市内在住の20歳以上（平成30年4月1日現在）の方で、男女共同参画の推進に関心を持ち、年2回程度開催される審議会に出席可能な方。ただし、公務員（非常勤の特別職を除く）および議会議員の方は応募できません。

任期 任命の日から平成32年3月31日

募集人数 2名

申込方法 所定の申込書に必要な事項を記入の上、窓口で直接または郵送、メールでお申し込みください。申込書は秘書課に用意してあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。（トップページ⇒「男女」で検索）

申込期限 4月18日（水）

申・問 秘書課（内線 225）〒309-1792 笠間市中央3-2-1 メール danjo@city.kasama.lg.jp

**市税等は納期限を過ぎると延滞金が加算されます。
 納期限内の納付をお願いします。**